

宗教改革運動の終結と市参事会権力の強化

——リューベックの場合——

棟 居 洋

I はじめに

帝国自由都市リューベックにおける宗教改革は、他の少なくとも北ドイツ諸都市の場合と同様、⁽¹⁾広範な市民層の運動が起こらなければ、けっして行なわれなかったと言えよう。この点かつてF. Lauが提示した「北ドイツ都市ではRatsreformationは存在しない」というテーゼは、⁽²⁾正しかったわけである。しかし、その宗教改革は、結果としては皮肉にも市参事会が市のオープリヒカイトとしての権力を強化する形で終焉した。

筆者は以前、リューベックの宗教改革を、今述べた広範な市民層による運動の成果が一応達成された1531年までの段階で考察したが、⁽³⁾その考察の中では、宗教改革の結末の段階を十分考慮する余裕を持たなかった。しかし、この1531年から少なくとも1535年までの宗教改革の定着ないし終結の段階を考察することは、都市史の中で宗教改革の持つ意味を考える上でも、また、なぜ広範な市民層の運動の展開が、それと極めて対照的現象である市参事会権力の強化——寡頭制支配の復活——に結果したのかという問いに対する答えを見出す上でも、重要な意味を持つと思われるので、本稿は、宗教改革のこの段階を、次のような視点から順に考察する。1. 市民委員会成立の意味と社会的背景、2. Bugenhagenによる新教会規定に表われた宗教改革運動の成果、3. 市内外の政治情勢と市参事会構成の変化、4. 都市と教会の関係の変化と市参事会権力の強化。即ち、以上の考察を通して、宗教改革運動において高揚を見た一般市民のゲノッセンシャフト的精神が、市参事会権力の強化にともなって

如何に衰退し、他方これまで経済的にも法的にも固有の領域を保持してきた教会が、市当局権力の下へと如何に組み込まれるかを見ること、さらにそのことによって上述した二つの問いの后者に答え、ひいてはやや間接的ながら前者にも答えること、これが本稿の目ざすところである。

Ⅱ 市民委員会成立の意味と社会的背景

宗教改革運動の過程で生まれ、運動を推進し、遂には市参事会と同等の市政上の権限を持つに至った市民委員会については、すでに言及した筆者の論文で論じてある⁽⁵⁾上に、時期的にも1531年以前の段階で成立したものであるにもかかわらず、ここで敢えて再び取り上げたのは、ただこの市民委員会が、当初は市の収入・支出の監督という極めて限定された権限しか認められていなかった⁽⁶⁾のに、実際には、その当初の立場をはるかに越えて運動のリーダーシップをとり、市民総会に結集した一般市民の力を背景に市参事会と交渉を重ね、一般市民の要求を実現するという活動を行なった⁽⁷⁾点、即ち運動の中で市民のゲノッセンシャフトの精神表出の結節点となった点を確認し、同時に筆者前掲論文で十分論じなかった点、即ちこの市民委員会がどのような状況に促されて成立したかを説明しておきたいがためである。

この市民委員会成立の端緒は、当時市が陥っていた財政上の窮状——その原因はデンマークとの間に行なわれた戦争であるが——の中で、市参事会が一般市民に特別税を課すことによりその財政難を乗り切ろうとした際に、市民側の意向を聞こうとしたことに発している⁽⁸⁾。そして市参事会が市民側の意向を汲み取る態度に出るに至ったことの背景には、当時市民の間に財産上の分裂が著しくなり、従来の市参事会権力を支持する社会層の急激な衰退が起こっていた事情があると思われる。そこでA.v. Brandtによるリューベックにおける中世後期の社会構造に関する研究⁽⁹⁾とJ.Hartwigのリューベックの租税⁹⁰に関する研究とを利用して、Brandtの計算にならって1502/3年の市民の階層分布表を作成してみると表2の

右端のような結果を得る。⁰⁰

表1 14世紀後半市民の職業別による階層分布

階層	概数	対市民数比(%)	対総人口比(%)
I	850	26.5	15.4
II	400	12.5	7.3
III	1,950	61 (うち手工業者のみ) 42	35.4 (うち手工業者のみ) 24.5
IV	3,300	—	41.8

表2 納税額より推定した階層分布

階層	平均課税対象 財産額 (Mark lüb.)	現マルク相当額 (DM)	納税人口中の割合(%)	
			1460/1年	1502/3年
I	1,000	100,000	18	4
II	461	46,000	30	23
III	114	12,000	38	40
IV	16	1,600	14	33

ところで表1 および表2の1460/1年の部分は、Brandtの表をそのまま借りてきたものであるが、彼にならい14世紀後半の階層IとIIを合計すると22.7%となり、これを表2の階層Iに対応するものと見做せば、1460/1年18%、1502/3年わずか4%と激減している。またBrandtにならい表1の階層IIIが表2の階層IIに対応し、表1の階層IVが表2の階層IIIとIVを合計したものと対応していると思えば、前者即ち中産市民が、14世紀後半35.4%、1460/1年30%、1502/3年23%と漸次減少してきているのに対し、後者即ち下層市民が、41.8%から52%、さらに73%へと著しく増加する傾向にあったことがわかる。このように14世紀後半から宗教改革期にかけて、上層市民の激減と下層市民の激増、その両者の中間

の中産市民の漸減の傾向を確認できる。

こうした社会構成上の変化の過程、さしあたり自らの権力基盤の弱体化の傾向を市参事会は捉えて、市民からの特別税徴収の計画⁹³を、一般市民の了解を得た上で実施しようとして、市民委員会の召集、次いで一般市民側からの自発的市民委員会成立の承認に動いたと思われる。

Ⅲ Bugenhagen による新教会規定⁹³

この新教会規定は、1530年11月23日、市参事会と64人委員会によって選出された委員会が、Bugenhagen に協力して作成したものであるが、この委員会には、市書記長 Berend Heinemann、市参事会員 Gotthard von Hövelen、Hinrich Castorp、64人委員会より Harmen Hutembarch (商人)、Hans Meves (金細工師)、Jürgen Benedicti-Sengestake (不明)、Borcherdt Wrede (鍛冶屋)、Godeke Engelstede (商人)、Gert Oldenborch (商人)、Hans Sengestake (塩商人)、Hinrich Steen (パン屋)、即ち商人層と手工業者層より各4名ずつが選出された。⁹⁴

この新教会規定は、「福音的立場に合致しないものだけを変えるという保守的原理」に基づいて作成されたと言われるが、この規定の中には、宗教改革運動の過程で示されたゲノッセンシャフト的精神の結晶とも言うべき部分も多く見出される。以下その面に焦点を絞って考察する。

まずそれは教会関係の財政管理と救貧の活動、それらの人的組織に現われる。これは主として新教会規定の第3部第56条から第73条に規定されている。

市は聖マリエン教会に救貧中央金庫 der Armenhauptcaste (der Armenhauptkasten) を、各教区教会に救貧金庫 gemeyne Caste (gemeine Kasten) を設置した。これは市内の貧者・病人援助の目的で設置され、後者に各教区民が、葬式・結婚式その他様ざまな機会に自由に献金を行なうと、毎週土曜日、一定時刻に各教区教会3名の執事補 drey jüngste Diakene (drei jüngste Diakonen) が各教会の献金をそこで集め、

それを中央金庫に運び、そこで待機している5人の執事 *vyff oldesten Diakene* (fünf ältesten Diakonen) と共に計算し、過不足を補って再び各教区の必要額を受け取り、自らの教区の貧者や病人等に配布する仕組みであった。¹⁰⁶

また市は教会や学校の建物の営繕、また教会奉仕者や学校の教師に対する給与のために、聖マリエン教会に“*de Schat Caste (der Schatzkasten)*”と称する金庫を設置した。この金庫には、市内全教区教会から、謂ゆる“*Viertidepennink (Vierzeitenpfennig)*”と称する教会暦上の4つの時期(復活祭、聖霊降臨祭、ミカエル祭—9月29日—、クリスマス)に、各教会内陣祭壇上に置かれた献金箱に、12歳以上のすべての者が行なう献金を集め、納めた。また各教会・修道院の収入も、この時期にすべて“*Schatzkasten*”に納められた。この納入の実務は、各教会の会堂管理人 *Küster* が行なった。¹⁰⁷

次に“*Schatzkasten*”と救貧金庫の人的組織につき検討する。

まずこの任務のため、64人委員会は4名の市参事会員を指名する。この4名の市参事会員のうち、2名は“*Schatzkasten*”の、他の2名は救貧金庫の担当とされ、先に触れた教区委員や執事の仕事を助け、その活動が規定に叶って正しく行なわれているかを監督する。また彼らには、献金の出納を台帳に記録し、毎年市参事会と64人委員会の名で会計報告を行なう義務が課せられた。“*Schatzkasten*”のための教区委員 *de Kerckvedere (die Kirchväter)* は、64人委員会と100人委員会により、各教区教会の一般市民の中から4名ずつ、市全体で20名を選出し、市参事会がこれを承認した。彼らの任期は最高4年までであった。各教区選出の4名の半数にあたる2名ずつ、合計10名は、“*Schatzkasten*”のうち支払い会計を担当、残り10名は、前者の仕事を背後から助ける以外に、資本・証書・印璽等の管理を担当した。前者のうちさらに5名は、1年間の任期で実務を行ない、報告を済ませれば、この任務から退いたので、毎年5名の補充選挙が行なわれた。救貧金庫のための執事 *Diakene der armen*

(Armendiakone)のうち、救貧金庫担当の2名の市参事会員と64人委員会により各教区それぞれ3名の、「敬虔で、分別のある市民⁰⁸」として選出された者が、“Älteste Armendiakone”と称し、合計15名、任期3年と規定された。彼らは、聖マリエン教会の救貧中央金庫の仕事を担当し、各教区1つの鍵を授けられた。各教区1名ずつ合計5名の者が、1年間の任期で毎週土曜日の献金集配の仕事を行ない、報告を済ませれば、この任務から退いたので、毎年補充選挙が行なわれた。他の10名は、資本・証書・印璽等（市内の施療院・兄弟団等の財産・遺言による寄附・その他自由献金等に関するもの）の管理を担当した。また毎月末に他の5名と共に中央金庫に集まり、後に述べるその月の執事補の報告を受けた。救貧金庫執事のうち、各教会の金庫の管理・貧者や病人への実際の配布の仕事を委ねられたのが執事補 Jüngste Diakone であるが、彼らは、先の2名の市参事会員と64人委員会により、各教区9名ずつ、「信頼のおける、敬虔な、評判のよい、誠実な市民⁰⁹」として選出された者で、先に述べた仕事を行なった。各教区9名のうち3名ずつ、1か月交替で任務を遂行した。彼らの任期は、3名ずつ1年だったので、全体としては1年から3年であった⁰⁹。

次に、市民のゲノッセンシャフト的精神の結晶は、教会奉仕者や学校の教師の選出・任命・罷免の規定に現われているので、以下若干検討する。それは、新教会規定第2部第29条、第1部第7,8条等に規定されている。

かつての Bischof ないし Dekan の職に相当する監督 Superattendent は、市参事会と64人委員会あるいはその両方で構成される小委員会と全牧師が選出し、任命し、必要の場合は罷免する。副監督 Adjutor (Adjutor) は、監督の助手であるが、先に述べた “Schatzkasten” と救貧金庫を担当した4名の市参事会員と教区委員全体が、監督と他の牧師と共に協議し、彼らの陪席の下に牧師の中から選び、任命する。牧師 Parn-er (Pfarrer) は、全教区委員が、監督と他の牧師の助言と援助を得て選んだ後、当該牧師の教区在住の市参事会員と64人委員会、さらに監督

と他の牧師が承認を与える。説教者 Cappellane (Kaplan) = Prester (Priester) は、牧師が、監督・副監督・他の牧師の承認と助言を得て、例の4人の市参事会員と当該説教者の教区の教区委員と執事の陪席の下で選ぶ²¹⁾。

学校の教師陣の任命・罷免については、以下のように規定されている。聖マリエン教会のマリア礼拝堂 Sängerkapelleの代表者(複数)が、市内の学校全体の管理責任者 Vohrwesere (Verwalter) であったが、彼は毎年、“Schatzkasten”の任務についていた10名の教区委員の陪席の下に、市参事会ないしその小委員会と64人委員会ないしその小委員会に報告書を提出する義務があった。彼らの任免については、新教会規定には規定がない。ラテン語学校 gelehrte Schuleの校長 rector (Rektor) = Ouermeyster (Obermeister) は、今述べた Vohrwesereと10名の教区委員の推薦を受け、市参事会と64人委員会ないしその小委員会、監督と副監督が任命した。副校長 Subrector (Subrektor) = undermeyster (Untermeister) と聖歌隊長 Cantor (Kantor) = Sanckmeyster (Singenmeister) は、校長が決定したが、その決定には、例の4名の市参事会員、Vohrwesere、10名の教区委員、監督、副監督が加わった。聖ヤコビ、聖ペーター、聖エギディエン、聖堂の教師 Pedagogus (Pädagoge) = Kyndermeyster (Kindermeister) は、各教会の Vohrwesere が、2名の教区委員の同意の下に推薦し、校長が監督と副監督に承認を求め、任命した。なお校長以下教師に至るまで罷免の場合も、任命と同様の手続きで行なわれた²²⁾。

以上概要のみ追って考察したところにより、64人委員会はもとより、一般市民が様々な形で市政に参加していることが理解できる。その意味で Bugenhagen による新教会規定が宗教改革運動の過程で、さらに時代を遡れば14世紀末、15世紀初頭に行なわれた「市民闘争」²³⁾の過程で示された、ゲノッセンシャフト的精神の表現とみるべき要素を多分に含んでいたと言えよう。ところがこのゲノッセンシャフト的精神は、次章で見ると、次第に萎縮し、市参事会権力の強化が行なわれた。

Ⅳ 市参事会構成の変化

1531年4月8日、復活祭の夜、2人の市長 Nikolaus Brömse と Herman Plönnies が秘かに市から逃亡し、これに衝撃を受け市民委員会の指導の下に蜂起した一般市民と市参事会の折衝の中から、4月27日の市民総会において成立した新市参事会制度は、24名構成と決定された。⁶⁴この段階の市参事会員は、表3から読み取れるように、逃亡した2名の市長を含め18名存在したので、6名の補充をすればよいはずであったが、Heinrich Warmböke はすでに老齢で実際の働きを期待できないところから、市民委員会により7名の補充を実施することになった。即ちこの段階では逃亡した2名の市長の将来の復帰が期待されていたことになる。この補充方法は、64人委員会から4名、100人委員会から8名、合計12名の選挙委員が9名の候補者を選び、市長の1人がその中から7名を籤引きで決定するという方法であった。そのため選出された新市参事会員は“Zettelherren”と呼ばれたという。表4の上から7名がそれである。⁶⁵

表3 1531年4月27日直前の市参事会員

		Bm=Bürgermeister		Z=Mitglied der Zirkelgesellschaft
		Km=Kämmereiherr		Z'=Verwandter des Mitglieds der Zirkelgesellschaft
Nikolaus Brömse	(1514-31.4 35.8-43)	Bm (1520)		Z (1508)
Mathäus Pakebusch	(1522-37)	Bm (1528)		
Hermann Plönnies	(1522-31.4)	Bm (1529)		
Jochim Gerken	(1514-34.4 34.11-44)	Km (1527-31)	Bm (1531)	
Heinrich Kerckring	(1518-34.4 34.11-40)	Km (1529-31,35-37)		Z (1515)
Fritze Grawert	(1509-38)			Z (1501)
Claus Bardewick	(1527-34.4 34.11-60)	Km (1535-36,44)	Bm(1544)	Z (1525)
Tönnies (Anton) van Stiten	(1528-34.4 34.11-64)	Bm (1540)		Z (1525)
Heinrich Warmböke	(1506-32)	Km (1521-26)		
Cord Wibbeking	(1522-34.4 34.11-44)	Km (1537-39,42)		
Godert (Gotthard) van Hövelen	(1527-55)	Bm (1531)		
Harmen Schute	(1528-47)	Km (1538-40, 42-43, 45)		Z'

Gert (Gerhard) van Leuten	(1528-33)		Z'
David Divessen	(1528-33)		
Heinrich Kastorp	(1530-34.4 34.11-37)		Z (1532)
Johann Stoltervot	(1530-34.4 34.11-48)	Km (1540-41, 43-44, 46-47)	
Cord van Riden	(1530-50)		
Berthold Kerkring	(1500-34)	Km (1503, 16-20, 23-24)	Z (1495)

(E.F.Fehling, Lübeckische Ratslinie von den Anfängen der Stadt bis auf die Gegenwart, Lübeck, 1925, S.10-11. 及び ibid, Anmerkungen により作成)

表 4 1531年以後市参事会員になった市民委員会のメンバー

1	18	Godke Engelstede	(1531-35)	Kaufmann	
2	19	Jochim Grammendorf	(1531-33)	Gewandschneider	
3	27	Gort Odinckburg (Oldenburg)	(1531-35)	Stockholmfahrer	
4	10	Goswin Butepage	(1531-35)		
5	17	Hans Bußmann	(1531-33)	Gewandschneider	
6		Heinrich Cordes	(1531-33)	Revalfahrer	(100er)
7	13	Kerston (Christian) Timmermann	(1531-33, 35-42)		
8	1	Goslik (Gottschalk) Lunte	(1531-32)		Bm (1531)
9	37	Heinrich Reinhusen	(1531-35)		
10	11	Jürgen Wullenwever	(1533-34)	Nowgorodfahrer	Bm (1533)
11	7	Ludwig Taschenmaker	(1533-35)		Bm (1533)
12	30	Johann Sengestake	(1533-35)	Salzhändler	
13	15	Helmeke Dannemann	(1533-35)		
14	21	Johann van Elpen	(1533-34)		
15	12	Eberhard Störtelberg	(1533-35, 41-49)		Bm (1545)
16	22	Tile Tegetmeier	(1533.3.8-33.8.21)		
17	6	Albrecht Klever	(1533-35, 37-65)		Km (1558-61)
18	3	Jordan Basedow	(1535-55)		
19	5	Andreas Bussmann	(1541-61)		

(表 3 と同じ史料により作成)

ところで1531年8月には、市民は2名の逃亡した市長の帰還の希望を捨て、64人委員会によって2名の市参事会員の補充を行ない、さらに9月9日には2名の市長を選出した。新市参事会員は表4の上から第8、9番目であり、新市長はGoslik LunteとGodert van Hövelen²⁹である。

それより以前6月24日には、市民委員会へ市の財務係 Kämmerei が移管されたことは、市民委員会が市参事会とほとんど同等の実権を持つに至ったことを示す事実として注目して置くべきである。

9月13日、市の教会と政治の体制を15日以内に元に戻すことを求めた皇帝の裁決書が公布されるや（これはすでに5月にも市参事会に送付されたが、市参事会は公表しなかったようである）、市内に不穏な動きが起り、門閥 Patrizier の家が襲われ、破壊・掠奪が行なわれた。²⁸しかしこの騒動の詳細は不明である。

一方1531年には、すでに1523年王位を奪われた後新教から旧教へ改宗していたデンマークの Christian 2 世が、再び王位を奪回するためノルウェーに上陸したのを機に、リューベックは、現デンマーク王 Friedrich 1 世と結んで Christian 2 世と戦いを始めた。この戦いにおいては、Christian 2 世がオランダおよび義兄弟にあたる皇帝 Karl 5 世の支持を得ていたので、デンマークとリューベックは、皇帝とオランダを敵にまわしていたことになる。言うまでもなく、この戦いの背景には、リューベックをはじめとするヴェント諸都市をさけ、ズント海峡を通航し、直接西と東を結びつける貿易によりバルト海の商業を征覇せんとねらっていたオランダ商人の利害と、オランダ商人のズント海峡通航により従来の特権による商業活動全体を脅かされるリューベック等の利害との対立があったのである。こうしてリューベックがデンマークと共に Christian 2 世と戦った時、多くのハンザ都市は対オランダ問題に興味を示さず、否むしろダンチヒ等のプロイセン都市のようにオランダ商人のズント海峡自由航行を歓迎して、リューベックの政策に反対するという状況であった。またスウェーデンの Gustav Wasa も Christian 2 世側に捕えられ、頼りにならず、シュマルカルデン同盟からも、それまでリューベックは同盟費も支払わず積極的に参加していなかったため、援助を得られないという状況であり、リューベックは孤立した状態にあった。わずかに支持を得られたのは、ロストックとヴィスマールからだけであった。²⁹そう

いう状況の下で、1533年市内では、この間死亡・辞任等の理由で8つの空席が生じていた市参事会員の補充選挙が行なわれ、2月22日にまず表4の10から14までの5名、次いで3月8日、同表15から17までの3名、合計8名が、すべて64人委員会の中から選出された。そして同じ3月8日には、TaschenmakerとWullenweverの2名が、市長職に就けられた。⁶⁰⁾

このような体制を整えた後、Wullenweverは、リューベック艦隊に命じ、この夏北海のオランダ船団を襲わせ、掠奪させたが、この時の戦費を捻出するために、すでに1530年市当局に没収された教会財産の金・銀器を集め、改鋳させた。その総額は96ツェントナーに上ったと言われている。こうした処置に対する賛否両論が市内に巻き起こされたことは想像に難くない。⁶¹⁾しかしこのオランダ船団掠奪の効果は期待したほどではなく、Wullenweverはオランダとの講和のための交渉に入らざるを得なかった。1534年2月から3月にかけてハンブルクで開催されたオランダとの交渉に、1531年市から逃亡した市長 Brömseの弟もリューベックの現体制に対する告訴状を携えて出席していた。また他のハンザ都市、特にブレーメン、ダンチヒとも、市民による宗教改革運動が保守化しつつあり、それ等の市内で旧体制への復帰を望む声が高まっていたため、リューベックに対して必ずしも支持勢力にはなり得なかった。即ちリューベックはここでも孤立したわけである。そこでWullenweverは急遽市に戻り、3月12日自らの支持勢力の結束を固めようと、依然旧教に未練を残していた市参事会員や反対派市参事会員を市から退去させ、もしくは逮捕する挙に出た。この粛清の対象になった者は、Johann Stoltervot, Cord Wibbeking, Tönnies van Stiten, Heinrich Kerckerling, Heinrich Kastorpであった。この時点で市参事会員は、全体で17名であった。その内訳は、この時市参事会から一時的に退いていたのは、今挙げた5名と市長の1人 Jochim Gerken と他に Claus Bardewik であり、Gert van Leutenと David Divessenの2人は前年すでに死亡していたので、旧来の市参事会員 Godert van Hövelen, Mattheus Pakebusch,

Cord van Riden, Harman Schutte の4名以外の残り13名は、すべて市民委員会から選出の市参事会員だったということになる。⁶²

こうした状況の下で Wullenwever は、外交政策上今までの対オランダ Christian 2 世敵対政策から Christian 2 世を後援し、デンマーク王位に就ける政策へ一大転換を試み、Christian 2 世の従兄弟 Graf Christoph von Oldenburg と結び、リューベック司教領やゼーラントの征圧を行なうと共に、デンマークやスウェーデンの下層民や農民勢力の糾合を画策し、さらにデイトマルシュやミュンスターの再洗礼派と連携を保とうと策動した。こうした行動自体、Wullenwever がリューベック市内での支持を失い始めた現われであろう。なおこの際に、リューベック市内でも下層民による、富裕な門閥的市民の家を襲撃・掠奪するという騒動が起こったが、その詳細はほとんど不明で、断片的史料がその一端を物語るにすぎない。⁶³ この Wullenwever の政策の転換は、宗教的には旧教徒 Christian 2 世、ひいてはその背後の皇帝勢力を支持することを意味したから、リューベックは、市内外の新教側の支持勢力を失う危険に直面した。事実市内では、5月4日、監督 Superattendent の Hermann Bonnus が、Wullenwever の行動に対する非難を行なった。⁶⁴

ところで Christian 2 世を支持することで始まった対デンマーク戦争の戦局は、すでに1533年4月の Friedrich 1 世の死去後王位を継承していた Christian 3 世が、デンマーク諸侯やスウェーデン王等のプロテスタント諸侯に支持され、リューベックのバルト海における活動を阻止せんとしてトラーフエミュンデに上陸し、リューベックの船舶を脅かしたので、リューベックにとって一大危機が訪れるところまで来た。⁶⁵ Wullenwever は、新教側のザクセン選帝侯やメクレンブルク公 Albrecht に働きかけたが、彼らの積極的支持を得られるはずはなく、やむなくデンマーク側と講和締結の交渉を始めた。1534年10月末のことであった。⁶⁶ この間市内では Wullenwever に対する反対の動きが強まり、⁶⁷ 2つの市民委員会、即ち64人委員会と100人委員会が解散し、市政はすべて市参事会が掌握すると

ころとなり、以後市民総会も開催されないこととなった。これは11月12日のことである。ただこれは正式の決定ではなく、市民委員会の実質的廃止と表現してよかろう。またこの際、先に追放・逮捕されたり、一時辞任していた市参事会員合計7名も復歸したので、市参事会員は全体で再び24名となった。⁶⁸

同じ頃、即ち1534年11月18日に、リューベックとデンマークとの間に進められていた停戦交渉がシュトケルスドルフにおいてまとまり、リューベックはリューベック司教領の支配を放棄させられ、デンマークによるホルシュタインの併合を承認させられた。⁶⁹しかしデンマークの王位継承問題で、リューベックは、メクレンブルク公 Albrecht と手を結び、艦隊をゼーラントに配備させ、なお臨戦体制を保った。しかし1535年に入り、春と夏、海上及び陸上両方で、リューベックは敗北を喫し、勝利の見込みは失われた。⁶⁰その間すでに4月には、ハンブルクにおいて、各都市の市参事会の指示により、監督 Superattendent たちの会議が開催され、これに出席したリューベック、ハンブルク、リューネブルク、ロストック、シュトラールズント、それにブレーメン——ヴィスマールは招待されていたが欠席——の監督たちの間で、再洗礼派、ツヴィングリ派、旧教派の各市内からの排斥とアウクスブルク信条の遵守、その違反者は会議に参加したどの都市からも追放されること、各都市の礼拝様式の一致をはかること等が決定された。4月15日のことである。この決定に基づき、リューベックでは、三位一体日曜日にあたる5月23日、市参事会が、再洗礼派その他に対し厳罰をもって臨むことを明らかにした裁決書を公布し、これにより市の内外の勢力から市にかけられた再洗礼派を容認しているとの疑念を晴らそうと意図した。⁴²しかし7月7日に、皇帝側から改めて裁決書が送付され、1531年以來の新市参事会員の辞任、市の会計報告の提出、市政の改革の中止及び旧市参事会の復興を、6週間と3日以内という期限付きで要求された。⁴³ついに8月、Wullenwever の自発的辞任が行なわれ、同時に Brömse の市参事会への復歸も認められた。また、

市民委員会の正式な廃止、市の権力をすべて市参事会的手中に戻すこと、市の分裂を解消すること、市の会計報告を皇帝に対し提出すること、キリスト教の真理と神の言葉に忠実であると同時に皇帝の臣下として皇帝にも従うこと等を内容とした協定が、市参事会と市民の間に成立した。8月26日のことである。⁴⁴かくしてリューベック市民が宗教改革運動により獲得した成果のほとんどすべては、一人市参事会の掌握するところとなった。ここで旧市参事会メンバーの人数が、Brömseの復帰により13名となったので、自らさらに5名の補充を行ない、それを18名とした。当然ながら市参事会は、自己補選制と終身任期制を取り戻した。⁴⁵

ここで眺めて考えてみると、今まで見て来たように、1533年3月8日までの段階で、市民委員会の中心的メンバーが市参事会員へ漸次その地位を昇格させて行くにつれ、後者の構成に変化が起こり、前者（市民委員会）と後者（市参事会）が癒着の度合いを強めるという現象が見られた。その結果、市民委員会は、その中核となった中産的市民層の市政参加への要求がほぼ満足されると共に、一般市民の意志を汲み上げ市参事会に交渉する必要性も薄れ、またその機能も当然ながらはたさなくなった。かくして1534年11月12日には、市民委員会は実質的に廃止されるに至った。これは見方を変えれば、一般市民全体にゲノッセンシャフト的精神の萎縮が起こった結果だとも言えよう。市民総会が、1531年4月27日以降、1533年5月16日とわずか2回しか開催されていないことは、その一端を物語っている。また、市民委員会の実質的廃止は、Wullenweverの政策の失敗に伴い、彼の指導体制を支えていた市民委員会に対し、一般市民が示した失望の表現でもあった。他方、Wullenweverが権力の座から転落する事情は、彼の権力の支持基盤との関係から説明すると次のようになるであろう。即ち、市参事会内で彼が指導権を握るに至る1533年3月8日以降、彼は自らの政策遂行の過程で、その支持基盤を切り崩し始めた。即ち、対オランダ戦争の戦費をまかなうため、教会より没収した金・銀器の改鋳を行なったこと、特に1534年3月以降の Christi-

an 2 世支持と対デンマーク戦争へ政策を転換したことにより、市外の新教諸侯や他のヴェント諸都市の支配者の支持を失ったばかりか、市内の支持勢力からも批判を受けるようになった。特に今述べた彼の政策転換に対する批判には、宗教改革運動の成果を最も享受した中産的市民層はもとより、恐らく下層市民層も加わっていたであろう。下層市民層は、1534年3月の暴動が示すように、Wullenweverの政策に対し、その時点までは支持の態度を保っていたとしても、以後急速に離反していったと推測できる。このように推測できるのは、直接的には1534年11月12日に市参事会と一般市民との間に協定が結ばれた際、一般市民が市民委員会廃止の意志を表明したからであるが、より基本的には、Wullenweverが宗教改革に敵対する陣営に与する姿勢をとったこととWullenweverが一般市民の犠牲において追求していた政策全体の目標が、結局下層民の利害とは直接結び付かない旧来の特権的貿易の強化によるリューベックの商業的地位の回復⁶⁷だった点等が、一般市民の反感を招いたと考えられるからである。こうしてWullenweverの信望の失墜、市参事会からの失脚が起り、彼を支持した勢力も排除され、旧市参事会の復帰、市民委員会の正式な廃止と市の権力の完全な一元化の結末を迎えたわけである。

VI 都市と教会の関係の変化

前章で述べた1535年8月26日に市参事会と市民委員会との間に締結された協定⁶⁸を検討してみると、細かい規定は一切書かれていないので、詳細は十分明らかではないが、その主たる内容は次のようである。1. 全市民は、市参事会を正規のオープリヒカイトとし、市参事会に全権を永久に与え、服従すること。2. 市参事会と全市民は、神の言葉にとどまり、以後次の公会議が開催されるまで福音的説教・ sacrament・礼拝儀式が行なわれることを厳粛に誓うこと。3. 皇帝に従わないことから生ずる損失は、従わない者が償いをする（市には責任がない）。4. 市全体の福祉のため用いた教会・修道院の財産については、個々人の責任は問われ

ない、ただしそれで不正をなした者は、そのかぎりではないこと。

かくして一般市民は、市政において、従って教会の領域においても、市参事会との同権・共働の関係を失った。本稿Ⅲ章で考察した Kirchväter, Armendiakone 等はすべて市参事会の権限下に入り、市参事会の任命になった。またその他教会や学校奉仕者も、市参事会の任命するところとなった。⁴⁹

なお、1531年12月31日に現存の聖堂参事会員と助祭は、彼らが死亡するまで従来の収入を認められたが、他方不動産に対する課税には応ずることとなり、また彼らには聖堂とそれに附属した司教館の使用・処分権が与えられた。ただ聖堂参事会は以後、補充を行なわないことになって⁵⁰いたにもかかわらず、1535年以後も自己補充を行ない従来の収入を得ていた。⁵¹聖堂内の教区教会聖ニコライでは、ようやく1535年以降新教の礼拝が行なわれるようになった。⁵²聖堂参事会をめぐる問題以外は、市内の教会・修道院がほとんど市の所有となり、修道院のあるものはさらに個人の所有になったものもあったが、さしたる問題は起こっていない。⁵³また新教の牧師その他教会奉仕者は、市に税を支払い、市の裁判権に服するようになった。⁵⁴

VII むすびに代えて

以上見てきたように、教会固有の領域が都市当局の権力下へ組み込まれることにより、宗教改革運動の成果は、都市当局たる市参事会の手中に収められることになり、諸領邦において領邦主権の確立の下に領邦教会制が形成されたと同様な過程が、都市においても見られた。その意味で都市の宗教改革運動は、領邦国家権力と王権の台頭・都市の相対的地位の低下という全般的状況の中で、市のオープリヒカイトたる市参事会権力に抗して一般市民の保持するゲノッセンシャフト的精神が最後の輝きを見せた希有な機会となると同時に、俗権による教権の支配という新しい事態を促進する契機ともなった。本稿はそれをリユーベックにおい

て確認した。これをさらに他のドイツ都市において考察することが、筆者の今後の課題である。

(1982年10月31日)

注

- (1) 北ドイツ諸都市の宗教改革については、Franz Lau, "Der Bauernkrieg und das angebliche Ende der lutherischen Reformation als spontaner Volksbewegung", in *Luther-Jahrbuch* 26, 1959. S. 109-134. Johannes Schildhauer, *Soziale, politische und religiöse Auseinandersetzungen in den Hansestädten Stralsund, Rostock und Wismar im ersten Drittel des 16. Jahrhunderts*, Weimar, 1959. を参照されたい。
- (2) F. Lau, a. a. O., S. 119.
- (3) 棟居 洋「リューベックにおける宗教改革の社会的背景」『ICU比較文化』創刊号, 国際基督教大学比較文化研究会, 1980年, 32-41頁。
- (4) 同論文, 34-35頁。
- (5) 同論文, 38頁。
- (6) Wilhelm Jannasch, *Reformationsgeschichte Lübecks vom Petersablaß bis zum Augsburger Reichstag 1515-1530*, Lübeck, 1958(以下RgL.と略す). S. 212f. Wolf-Dieter Hauschild, *Kirchengeschichte Lübecks Christentum und Bürgertum in neun Jahrhunderten*, Lübeck, 1981(以下KgL.と略す), S. 175.
- (7) 筆者前掲論文, 35-36頁。
- (8) RgL., S. 174, S. 212.
- (9) Ahasver von Brandt, "Die gesellschaftliche Struktur des spätmittelalterlichen Lübeck," in *Reichenau-Vorträgen 1963-1964*, S. 215-239.
- (10) J. Hartwig, *Der Lübecker Schoß bis zur Reformationszeit*, Leipzig, 1903 (以下LS. と略す).
- (11) プラントの計算自体、自認しているように種々問題点を持っており、それに倣って作成した筆者の表も当然難点を受け継いでいるが、ある程度の傾向を把握する上で役立つと考え、敢えて示した。主な問題点を挙げると、①租税台帳が失われたり、現在利用出来ない(ポツダムの中央文書館にあるため)という史料上の問題(そのためLS.に記載されている材料を用いざるを得ない)。②課税額が年により異なる(LS., S. 104-105)。③納税者のうち金額を秘密にして納入する者があり、その人数は明らかだが個人の納税額が不明である。④非納税者の場合、人数は明らかだが、その理由が不明な者が相当数いる。⑤Weber, KnochenhauerのAmtは、一般市民と別に納税したため金額が不明である。⑥14世紀末の統計は職業別によるが、1460/1年の統計は財産額によるので、比較が困難である、等である。そこで筆者は、1502/3年の表を作成する場合、LS., S. 202-203の納税額別

人数統計表を基本に、1 β 以上と heimlicher Schoßer (LS., S.170) をⅠとし、5-6 β ~15-16 β をⅡ、1-2 β ~4-5 β をⅢ、11-12 β 以下をⅣとした上で、LS., S.187の非納税者の中から Beamte をⅠ.Ⅱ.Ⅲにそれぞれ $\frac{1}{6}$, $\frac{1}{3}$, $\frac{1}{2}$ ずつ振分け(その根拠はLS., S. 58-64の Beamte に関する説明から判断した)、その理由の明らかな者の中で Armut をⅣに計算し、さらにその上に理由不明の者も理由の明らかな者がそれぞれ全体に占める割合に応じて振分けた。また一般市民とは別に納税したLS., S.189にある Weber と Knochenhauer の人数をⅢに加えた。各階層の割合は、納税義務者6195 (LS., S.219) に Armen230, Beamte112, Weber 43, Knochenhauer 50を加えたものから非納税者1394を差引いた5193との比で計算した。

- (12) *RgL.*, S.103ff. *KgL.*, S.170, S.175.
- (13) 正式には、“Der Keyserliken Stadt Lübeck Christlike Ordeninge” と称した。Vgl. *KgL.*, S.194. (Hg.) Hans-Dieter Hauschild, *Lübecker Kirchenordnung von Johannes Bugenhagen 1531*, Lübeck, 1981 (以下 *LKo.* と略す), S. XXXI.
- (14) *KgL.*, S.188. *LKo.*, S. XXVII. なお人名の後の () には職業を記入した。その史料の根拠は、注④指摘の64人委員会名簿及び E. F. Fehling, *Lübeckische Ratslinie von den Anfängen der Stadt bis auf die Gegenwart*, Lübeck, 1925. の各市参事会員の説明である。Jürgen-Benedicti については *RgL.*, S.366 の説明(実父を皮革工としている)から、手工業者として扱った。
- (15) *KgL.*, S.194.
- (16) *LKo.*, S.155-163.
- (17) *LKo.*, S.164-170.
- (18) *LKo.*, S.176.
- (19) *LKo.*, S.179.
- (20) *LKo.*, S.170-185.
- (21) *LKo.*, S.89-95.
- (22) *LKo.*, S.34-38.
- (23) さしあたり服部良久「中世末期リューベックにおける市民闘争」『史林』59巻3号, 1976年, 106-145頁を参照されたい。
- (24) 筆者前掲論文, 36頁。
- (25) Georg Waitz, *Lübeck unter Jürgen Wullenwever und die europäische Politik* (以下 *Waitz* と略す), 1. Bd., Berlin, 1855, S.90ff. 尚, 表4の名前直前の番号は, *Waitz*, 1. Bd., S.286の64人委員会名簿の番号。
- (26) *Waitz*, 1. Bd., S.102f. *KgL.*, S.213 f.
- (27) *Waitz*, 1. Bd., S.103f.
- (28) *Waitz*, 1. Bd., S.104f, *KgL.*, S.213f.
- (29) *Waitz*, 1. Bd., S.110-189. *KgL.*, S.215f. Philippe Dollinger, *Die Hanse*, Stuttgart, 1966, S.418ff.

- 30) *Waitz*, 1. Bd., S. 198 f.
- 31) *Waitz*, 1. Bd., S. 200. *KgL.*, S. 216f.
- 32) *Waitz*, 1. Bd., S. 231 - 246. *KgL.*, S. 217. 市参事会の動向については, Fehling, a. a. O., S. 10 - 11をもとに Anmerkungen の説明を参照されたい。
- 33) *Waitz*, 2. Bd., S. 3 - 163. *KgL.*, S. 218. Schildhauer, a. a. O., S. 163 und Anm. 18 derselben Seite.
- 34) *Waitz*, 1. Bd., S. 247. *KgL.*, S. 217.
- 35) *Waitz*, 2. Bd., S. 55ff.
- 36) *Waitz*, 2. Bd., S. 130f.
- 37) *Waitz*, 2. Bd., S. 138f.
- 38) *Waitz*, 2. Bd., S. 158ff.
- 39) *Waitz*, 2. Bd., S. 154ff.
- 40) *Waitz*, 2. Bd., S. 164 - 242. *KgL.*, S. 219.
- 41) *KgL.*, S. 219f. 決議のテキストは, [Hg.] Emil Sehling, *Die evangelische Kirchenordnungen des XVI. Jahrhunderts*, Bd. 5, 1913 (Nachdruck 1970), S. 540 - 543.
- 42) *KgL.*, S. 221. *Waitz*, 3. Bd., S. 12f, S. 362ff.
- 43) *Waitz*, 3. Bd., S. 69. *KgL.*, S. 221f.
- 44) *Waitz*, 3. Bd., S. 87ff. 協定のテキストは S. 440 - 443. *KgL.*, S. 221ff.
- 45) *KgL.*, S. 223.
- 46) *Waitz*, 1. Bd., S. 200.
- 47) Gottfried Wentz, "Der Prinzipat Jürgen Wullenwevers und die wendischen Städte," in *Hansischen Geschichtsblättern* 56. 1931, S. 83 - 111. Rudolf Häpke, "Der Untergang der hansischen Vormachtstellung in Ostsee (1531-1544)," in *Hansischen Geschichtsblättern*. 18, 1912. S. 85 - 119.
- 48) 注(4)を参照されたい。
- 49) *KgL.*, S. 221ff.
- 50) *LKo.*, S. XXXIII. *KgL.*, S. 214.
- 51) *KgL.*, S. 226.
- 52) *KgL.*, S. 184.
- 53) *KgL.*, S. 201.
- 54) *KgL.*, S. 198ff.
- 55) 中村賢二郎『宗教改革と国家』ミネルヴァ書房, 1976年, 第三章を参照されたい。Karlheinz Blaschke, *Sachsen im Zeitalter der Reformation*, Gütersloh, 1970.
- 56) Bernd Moeller, *Deutschland im Zeitalter der Reformation*. 1977, S. 114 ff.

THE END OF THE REFORMATION
AND THE CONSOLIDATION OF THE POWER OF
THE CITY COUNCIL IN LÜBECK

« Summary »

Hiroshi Munesue

It may safely be said that the Reformation in Lübeck, a free and imperial city, would not have come true without the movement of the ruled middle and lower strata, led by the citizens' committees which consisted chiefly of lesser merchants and master-craftsmen. The movement did at one stage succeed in reforming the old church system and changing the whole framework of the city administration, but ironically it ended in the recovery of the authority of the former city council.

This essay focuses its attention on the latter stage of the Reformation, 1531-35, and (1) confirms the great leadership of the citizens' committees which inspired the populace with the sense of "Genossenschaft" in the Reformation movement; (2) analyzes the Articles of the new church order worked out by Bugenhagen and some laymen and illustrates where the sense of "Genossenschaft" was demonstrated; (3) researches the changing process of the balance of power in the city at the above-mentioned stage -- i.e., the changing process during which the citizens' committees, acting as administrative partner of the city council, lost their position while the former city council recovered its dominant position; (4) confirms the fundamental change of the relation between city and church under the rule of the former city council system; and in conclusion, (5) clarifies the meaning of the Reformation or the Reformation movement in the historical context of the city.